

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

（健康福祉学研究科）

令和4年(2022年)5月1日現在

1. 健康福祉学専攻(博士前期課程)の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

【知識と理解力】

健康・福祉に関する基盤となる知識を有し、人の生命と生活及び人を取り巻く環境について説明できる。

【論理的思考力と表現力】

健康・福祉に関する地域の諸課題を新たに見出し、解決する方法を論理的に導くことができる。また、自らの思考や判断を的確に表現し、伝えることができる。

【解決力と連携力】

人権を尊重する倫理観に基づき、研究的視点を持って、健康・福祉に関する諸課題の解決に貢献できる。また、課題解決のために、地域社会の多様な人々と連携することができる。

2. 健康福祉学専攻(博士後期課程)の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

【高度な知識と理解力】

健康・福祉に関する高度な専門知識を有し、人の生命と生活及び人を取り巻く環境について、系統的かつ俯瞰的に説明できる。

【高度な論理的思考力と発信力】

健康・福祉に関する地域の諸課題を新たに見出し、高度な論理的思考力に基づき解決のための研究方法を導くことができる。また、自らの思考、判断や創造を的確に表現し、根拠を持って発信することができる。

【高度な創造力と転用力】

高度な創造力を持って、健康・福祉に関する諸課題の解決に貢献できる。また、高度な研究力に基づく転用力を備えて、多様な学問領域あるいは大学教育に貢献できる。

卒業または修了の認定に当たっての基準(健康福祉学研究科)

令和4年(2022年)5月1日現在

健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士前期課程) 修了要件

原則2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

◆修士論文(特別研究)について

修士論文の担当教員及び副担当教員は、学生の希望等を踏まえて入学後4週間以内に決定し、担当教員1名と関連領域及び他の領域の副担当教員2名からなる複数教員体制で指導します。

修士論文の題目(研究課題名)は、担当教員及び副担当教員の指導・助言を受けて定め、題目届を毎学期の初めに研究科長へ提出します。

修士論文は、担当教員及び副担当教員の指導・助言を受け、担当教員の承認を得て、研究科長へ提出します。

修士論文を提出できる学生は、原則2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得した者(最終試験までに修得し得る見込みの者を含む)でなければなりません。ただし、修士論文を提出し得る期限は、入学後4年以内とします。

◆最終試験及び修了判定

最終試験は、修士論文を中心として口述試問によって行われます。

博士前期課程の修了判定は、研究科教授会が行います。

◆修士論文審査

修士論文審査では、以下の視点にそって総合的に審査されます。

- 1 研究課題の明確化
- 2 先行研究の適切な検討
- 3 研究方法の適切な選択と実施
- 4 新たな知見の提示
- 5 文章作成能力

健康福祉学研究科健康福祉学専攻(博士後期課程) 修了要件

原則3年以上在籍し、所定の授業科目を22単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

◆博士論文(特別研究)について

博士論文の担当教員及び副担当教員は、学生の希望等を踏まえて入学後4週間以内に決定し、担当教員1名と複数領域の副担当教員2名からなる複数教員体制で指導します。

博士論文の題目(研究課題名)は、担当教員及び副担当教員の指導・助言を受けて定め、題目届を毎学期の初めに研究科長へ提出します。

博士論文を提出できる学生は、原則3年以上在学し所定の授業科目を22単位以上修得した者

(最終試験までに修得し得る見込みの者を含む。)でなければなりません。ただし、博士論文を提出し得る期限は、入学後6年以内です。

◆**最終試験及び修了判定**

最終試験は、博士論文を中心として口述試問等によって行われます。

修了判定は、研究科教授会が行います。

◆**博士論文審査**

博士論文審査では、以下の視点にそって総合的に審査されます。

- 1 副論文の作成
- 2 研究課題の明確化
- 3 先行研究の適切な検討
- 4 研究方法の適切な選択と実施
- 5 新たな知見の提示と学問の発展への貢献
- 6 文章作成能力